

2023年8月14日

新潟労働局長 様

異 議 申 立 書

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

今年度の新潟県最低賃金の審議にあたり、手続き上の問題があるので、再度審議を行っていただきたい。また、答申金額は、労働者の生計費を満たさないなので、見直していただきたい。

1 審議のプロセスが不透明で道理のある異議申立てが困難である

最低賃金法において異議申立の手続きを定めているが、異議申立期間中に公示される最低賃金審議会の意見の要旨が著しく不十分であれば、異議申立てしようとする者は、道理のある異議申立てをすることができない。

2017年度新潟県最低賃金を決定するために開催された計4回の専門部会では、労使双方の提示した金額とその理由が明確にされながら審議が進んだ(資料No.1)。しかし、今年度の議事は、二者協議の経過は全体会議に報告されず、議事録にも残らなかった。これでは、議論の経過がわからず、異議申立てをしようにも困難である。

2023年4月6日開催の第11回中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会で配布された資料には、「議事の公開が議論になるのは、外から見て、目安審議における議論のプロセスに不透明感があるということかと思う」という意見が掲載されている。議事が非公開でも金額やその理由を明らかにした全体会議が議事録として記録された以前と比べて、公開となったにもかかわらずすべて二者協議で審議が進行し、記録にすら残らないでは本末転倒である。今年度の審議は、まさにこの不透明感を拭い去れないものだった。

長野(資料No.2)や鹿児島(資料No.3)では、審議途中の金額も報道されており、新潟とは対照的である。

今年度の異議申立は、審議のプロセスをうかがい知ることができず、最低賃金法が想定する手続きを踏んでいないため、適切な意見の要旨を公示できるように改めて正しい手続きで審議を行っていただきたい。

2 答申金額は労働者の生計費を満たさない

静岡県立大学の中澤秀一准教授が行った最低生計費試算調査では、健康で文化的な最低限度の生活を送るためには、全国どこでも時給1,500円以上が必要であることを明らかにしている。

連合リビングウェイジでは、新潟県では、自動車を保有していなくても、時給1030円を必要とする。

最低賃金の決定に関するILO条約（第131号・日本は1971年に批准）には、「最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素」として、「労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの」とあるとおり、家族生活を前提としている。したがって、最低賃金と生活保護との比較においては、若年一人世帯ではなく、ひとり親世帯の保護世帯と比較することが適当である。新潟市に住む親（20歳～40歳）と子（0歳～2歳）の保護世帯の保護費は、月額183,880円であり、これを時給に換算すれば、（さまざまな計算方式はあるものの）時給1,000円を超える。

いずれにせよ、これらより低い答申金額は、労働者の生計費を満たさないことは明白であり、最低賃金法第9条第2項の労働者の生計費が考慮されていないから、見直していただきたい。

以 上

添付資料

No.1 平成29年度新潟県最低賃金専門部会第1回から第4回の議事録

全体会議で労使双方の提示した金額やその理由が明らかにされている

p 1～33

No.2 信濃毎日新聞デジタル「長野県内最低賃金引き上げ案提示 労働者側46円、使用者側22円」 2023年8月3日

審議途中の金額が報じられている

p 34

No.3 鹿児島ニュースKTS「最低賃金 全国最低の853円 専門部会で本格的な議論始まる 鹿児島」 2023年8月3日

審議途中の金額が報じられている

p 35～36

※ページ番号は、用紙右下の手書きの数字

第1回 新潟地方最低賃金専門部会

日時：平成29年7月31日（月）

会場：新潟美咲合同庁舎2階会議室

（事務局）

ただいまから平成29年度第1回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

私は、賃金室長補佐の井上です。よろしくお願いいたします。

新潟県最低賃金専門部会委員ですが、推薦公示の結果を受けて、平成29年7月25日付で、資料No.1の専門部会委員名簿のとおりとなりました。辞令につきましては、先程テーブルの上に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、公益委員の大串委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により本専門部会は成立しております。

はじめに、竹田労働基準部長よりごあいさつをお願いします。

（労働基準部長）

労働基準部長の竹田でございます。

本日は、本審に引き続き専門部会ということでございますが、よろしくお願いいたします。

先般、労働局長の棟葉から、諮問をさせていただいたところでございまして、本日の本審では中央での目安ということで伝達させていただいたところでございます。非常に、最近、引き上げ幅がだんだん高く、額が高くなってきているわけでございますが、実質的な審議、この小委員会で行なわれるということでございます。各委員のそれぞれの立場があると思いますが、ぜひとも昨年同様、全会一致で決定していただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。お忙しい中、暑い中ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

（事務局）

次に議事次第（1）部会長及び部会長代理の選任をお願いいたします。

なお、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項により、公益代表委員の中から

選出することになっておりますが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

それでは、私から提案させていただきます。

部会長には永井委員、部会長代理には大串委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、佐藤委員から、部会長に永井委員、部会長代理に大串委員を推薦するとのご発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

(各委員)

異議なし

(事務局)

異議なしのご発言がありましたので、部会長は永井委員、部会長代理は大串委員にお願いいたします。

なお、大串委員につきましては、本日所用により欠席されておりますが、事前にご本人にご了解を得ておりますことをご報告させていただきます。

それでは、永井部会長からごあいさつをお願いいたします。永井部会長、よろしく願います。

(部会長)

ただいま部会長に指名いただきました永井でございます。よろしくお願いいたします。

かなり難しい局面というところがございます。簡単に双方がご納得いただけるような結論に達するとも思えない部分もございます。しかしながら、やはり皆様方の真摯なご議論の中でなんとか一致点を見出して、全会一致で今回の新潟県最低賃金を決めていきたいと思っております。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

では、以降の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ます。

(部会長)

それでは議事に入ります。

まず議題2、新潟県最低賃金専門部会運営規程についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

お手元の資料№2をご覧ください。こちらが新潟県最低賃金専門部会運営規程でございます。本規程は、平成21年7月23日から施行されているものでして、以後、内容に変更はございません。会議の公開についての規定は、第5条に記載されております。こちらを見ていただくと、会議は原則として公開とするとされております。そのあと但し書きがございます。ただし、「公開することにより率直な意見の交換が損なわれる場合等には、部会長のご判断により非公開とすることができる。」と記載されております。委員の皆様より特段のご意見がなければ、本年度も、本規程に基づき、第1回本審で決定されたとおり、専門部会を非公開とする議事運営をお願いしたいと思っております。

(部会長)

ただいまご説明がありました運営規程及び運用方法につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、この規定に基づき、従来の運用方法と変わらずにやっ
ていきたいと思っております。

本日の会議は、さきの7月6日に開催されました新潟地方最低賃金審議会において、専門部会の会議はすべて非公開とすることが決定されたところであり、また、今程事務局から説明がありましたが、新潟県最低賃金専門部会運営規定第5条第1項の規定に基づきまして、非公開といたします。

続きまして議題3、最低賃金に関わる審議ですが、最初に配付資料について事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

それでは資料についてご説明させていただきます。

別冊1という資料をご覧ください。先程本審でも伝達させていただいております。

すが、7月27日に中央最低賃金審議会、中賃と申しますが、塩崎厚生労働大臣に29年度の地域別最低賃金改定の目安が答申されてございます。繰り返しになり恐縮ですが、別紙1の目安に関する公益委員見解によりますと、1枚はぐっていただくと、Aランクが26円、Bランクが25円、当局の該当するCランクが24円、そしてDランク22円の引き上げ額の目安が示されてございます。

ここで、2(1)中段以降に記載されておりますが、今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たって重視した点が4点が記載されております。2の中ほど以降くらいです。今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たってはという、段落変えされているところからになりますが、重視した点4点が記載されています。

1点目は、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視していること。

2点目は、名目GDP成長率は低下しているものの、非正規雇用労働者や中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など、賃金に関する指標が、全般的に上昇傾向にあること。

3点目は、影響率は上昇している一方、雇用者数については増加傾向にあるという点。

そして4点目は、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させていく必要があること等、それらのさまざまな要素を総合的に勘案し、検討を行ったとなっております。

そして、今後、この中央最低賃金審議会の目安を参考に、本専門部会でも忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

次に資料No.3から12について説明いたします。

資料No.3をご覧ください。そちらが「主要統計資料」となっております。この資料は、中央最低賃金審議会の第1回の目安小委員会で配付されたものでございます。4ページから6ページが資料の表題ということで、資料全体はⅠの全国の統計資料、そしてⅡの都道府県統計資料、Ⅲの業務統計資料からなっております。

コメントを付け加えさせていただきます。まず、23ページをご覧ください。下にページが振ってありますので、23ページをご覧くださいと、こちらに全国の加重平均における最低賃金の未満率と影響率の推移でございます。いってみれば、47都道府県全体の最低賃金における未満率と影響率の推移が記されております。この表は、下に資料出所が書いてありますが、最低賃金に関する基礎調査を資料出所としていまして、(注)の4に書いてありますが、事業所規模30人未満の、比較的小規模な事業所を対象としております。

先程お話ししたとおり、この基礎資料は、最低賃金の審議に資するために統計調査として実施しておるものです。28年度における未満率、影響率をご覧ください。この表の一番

右側の欄、上から追っていただくと、全国の最低賃金、現在 823 円ですが、未満率は 2.7%、影響率は 11%と記載されています。いずれも前年度に比べて、大きく増加しているという状況になります。

49 ページをご覧ください。こちらが昨年 28 年度における全国最低賃金の審議・決定状況の表でございます。採決状況は、右から 2 段目の列になりますが、採決状況が A ランクから D ランクまで記されております。黒丸や白丸が書いてありますが、採決状況で、白丸が全会一致で結審している局、黒丸は使用者側が反対、そして黒三角は労側が反対の表記となっております。

また、一番右側の欄、効力発生年月日になっていますが、縦に見ていただくと分かりますが、多くの都道府県において法定効力発生日が 10 月 1 日でございます。

次に 50 ページをご覧ください。中央最低賃金審議会の目安と改定額との関係の推移を表しています。平成 28 年度は全国のうち、目安額に 1 円上乗せした県が 6 県ございました。残りの 41 都道府県は目安額どおりの改定となっております。

次に資料 No. 4 になりますが、69 ページをご覧ください。第 2 回目安に関する小委員会報告での会議資料となっております。この資料は 7 月 12 日に開催された中央最低賃金審議会の第 2 回小委員会で配付されたものとなります。

1 枚めくっていただいて、70 ページが平成 29 年の賃金改定状況調査結果になります。本年 6 月 1 日現在における小規模事業所における賃金改定状況について調査したものです。都道府県庁所在地の都市、そして人口 5 万人未満の市に所在する常用労働者 30 人未満の企業を対象に調査したものでございます。この中には、当局で実施した新潟県のデータも、実は、含まれております。今回、新潟市のほか、見附市、魚沼市に所在する企業、110 事業所について実施した調査のデータが含まれております。

次、74 ページをご覧ください。こちらがいわゆる 4 表といわれているものです。第 4 表の①、こちらが一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率でございます。縦の表紙は、一番上が男女計、その下が男女別のランクごとの表となっております。横の表示は、調査対象産業別となっております。

新潟県においては C ランクに入っておりますので、左端の男女計の産業計の C ランクを見ていただきますと、1 時間あたりの賃金額は平成 28 年 6 月が 1,313 円、平成 29 年 6 月は 1,329 円でしたので、本年の賃金上昇率は 1.2%となっております。ちなみに平成 28 年の賃金上昇率は 0.9%でしたので、昨年より本年が賃金上昇率が上昇しているということになっております。

右のほうを見ていただきますと、調査産業ごとの 1 時間あたりの賃金額、賃金上昇率を

示しております、本年はCランクでは男女計、女性についてはすべてプラスの上昇になっておりますが、男性につきましては、医療・福祉のところではマイナス 1.2%となっております。全般的には上昇傾向にあるということがお分かりいただけると思います。

次の75ページの第4表の②につきましては、同じく賃金上昇率ですが、こちら、一般労働者とパートタイム労働者を分けて表示したものです。上は一般労働者及びパートタイム労働者の計でありまして、こちらのCランクの賃金上昇率は昨年から比べますと1.2%の上昇率となっております。そして、一般だけ見ますと、その下、Cランクにおいては1.3%。その下になりますが、パートのCランクにおいては1.0%となっております。

次に82ページをご覧ください。生活保護と最低賃金を比較したものでございます。賃金改定においては、生活保護水準との比較をするということになっておりますので、生活保護と最低賃金を比較したものということでございます。

ページ83ページは生活保護のデータ、最低賃金のデータとも平成27年度のものであります。いずれも生活保護水準よりも、最低賃金が上回っています。

次の84ページのデータは、生活保護データは83ページと同じ平成27年度のものでございますが、最低賃金は平成28年度のものとなっております。これはどういう意味合いかといいますと、最低賃金は法定効力発生するのが10月1日でございます。その1日以降ということになりますので、10月1日以前の最低賃金と生活保護基準、そして改定後の平成28年度の最低賃金と生活保護を比較したものです。いずれも、この表からもお分かりのとおり、平成27年以降は、全国の都道府県において、最低賃金が生活保護を上回っている状況になります。

ちなみに、飛んで恐縮ですが、資料No.11をご覧ください。188、189ページになりますが、こちらの表は新潟県における生活保護と最低賃金を比較した結果についてお示ししています。これは平成27年度のデータに基づいて計算したものでございますが、188ページに、生活保護の基準ですと生活保護基準では月額94,619円ということ。そして、189ページに、最低賃金を月額換算しまして生活保護基準と比較したところ月額11,085円、生活保護水準を上回っているという数字が出ています。

ちなみに新潟市の生活保護水準と最低賃金との比較につきましては、実は平成26年度までは逆転しておりました。新潟市の生活保護水準が最低賃金を上回っていたという状況にございましたが、急ぎよ資料を付けさせていただき、別冊2に付けましたが、こちらが新潟市の生活保護水準と比較した表です。こちらの表を見ていただくと、生活保護水準を月額にしますと104,847円になり、次の裏面に最低賃金を月額換算しますと、105,704円ということになりまして、新潟市の生活保護水準と比較しましても最低賃金が857円上回

っている結果となっております。

戻りまして、86ページをご覧ください。地域別最低賃金額と未満率、影響率のランク別推移を表しています。これは全国の最低賃金のランク別の未満率と影響率について推移をまとめている表でございます。新潟県が属しているCランクの平成28年度未満率は2.0%、影響率は8.6%となっております。

次に89ページをご覧ください。こちらが賃金分布に関する資料です。時間当たりの賃金が都道府県別にどうなっているかという分布を表している資料です。全国のランク別の表になっておりまして、90ページからは、一般労働者と短時間労働者の合計の表。そして103ページからは、一般労働者単独の表。116ページからは短時間労働者単独の表示となっております。新潟県はCランクに属しますので、一般と短時間の合計につきましては、98ページに表示があります。新潟県の一般労働者と短時間労働者のすべての労働者の賃金分布表になります。

111ページにつきましては、新潟県の表が、一般労働者の賃金分布表になります。最低賃金の右側にいるのがよく分かります。そして124ページにつきましては、短時間労働者の表で、これは一昨年表ですので、731円に近いところに労働者が分布、寄っているのがよく分かります。詳細は、他県との比較、詳細は、のちほどご確認いただきたいと思います。

次に149ページをご覧ください。資料No.6は、「地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果」を、全国と新潟を比較した数字を示す資料を付けています。「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」につきましては、毎年1月から3月にかけて、県下の各監督署において、集中的に実施している集合監督になります。新潟の平成29年1月から3月までの違反件数は57件、違反率は10.5%でした。前年に比べて件数で19件増加しておりますが、監督件数も99件ほど増加していることも要因として考えられます。違反率は、対前年比で2ポイント増加しておりますが、全国と比較しますと違反率は3.4ポイント少ない状況です。

次に資料No.7をご覧ください。こちらは、「全国中小企業動向調査結果」です。資料出所は、日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものです。この調査結果を見ていただくと、真ん中くらいにありますが、中小企業の景況は、先行き不透明感はあるものの、持ち直しの動きが見られるとし、中小企業の景況は、一部に弱い動きが見られるもののおだやかに回復しているという基調判断です。

次に資料No.8になります。176ページになります。同じく日本政策金融公庫総合研究所がまとめた「中小企業景況調査2017年6月の要約版」でございます。ここの概況にありま

すように、中小企業の売り上げDIは、4か月連続でプラス。売り上げ見通しDIは、7か月連続でプラスとなっています。

次に資料No.9でございます。180ページですが、こちらは「一般労働者・短時間労働者の1時間当たりの賃金推移」で、全国と新潟について、平成6年から平成28年までの推移を示しています。

次の資料No.10は、「新潟県の経済動向」でございます。7月10日に新潟県が公表した4月から6月までの第1四半期における県内経済の概況となります。基調判断は、上の四角の中にございますが、「県内経済は横ばいで推移している。なお、海外経済情勢等に留意する必要がある。」としております。

続いて資料No.12ですが、こちらは新潟市の「生計費・労働経済指標」です。新潟市の28年職員の給与等に関する報告から抜粋したものです。

資料の説明は以上です。

(部会長)

ただいまの説明に対しましてご質問ございましたらお願いいたします。

多数の資料でございます。まずはこれらについて、少し読み込んでいただいたあと、明日以降にでもご質問を出していただければと思います。

本日は、県最賃専門部会の第1回目ということで、中賃の目安伝達と関係基礎資料などにつきましての説明があったところですが、これが今、なされたばかりということで、実質の金額審査、賃金につきましては、本日の審議の資料を踏まえ、次回の専門部会で行うこととさせていただきたいと考えております。

本日は中賃の目安等から新潟県最低賃金の改正について、どのようにお考えになっているのか、労使双方の委員からそれぞれのお考えをお聞かせいただければと思っております。

それでは、はじめに労働者委員からお願いいたします。

(諸橋委員)

諸橋です。よろしく申し上げます。

私のほうから、労働者側委員としまして、主な主張点といたしますか、考え方につきましてお話しさせていただきたいと思っております。

労働者側につきましては、3点について述べさせていただきたいと思っております。

1点目につきましては、毎年お願いしていることですが、地域別最低賃金につきましては憲法の第25条、労働基準法の第1条、最低賃金法の第1条を踏まえ、経済的自

立を可能にし、人たるに値する生活を営むことのできる賃金水準の引き上げを目指すというところで考えているところでございます。地域別最低賃金を決定するうえで、最低賃金第9条に地域別最低賃金は地域におきますとし、同法9条2項では三原則として、1つ目に労働者の生計費及び2つ目に賃金、県全体の賃金の水準ならびに通常の事業の支払い能力を考慮し決定すべきと規定されております。そのなかの1点目の労働者の生計費におきましては、本日いただきました資料の中にもありますとおり、新潟市との生活保護費との乖離について、今回、資料をいただいておりますが、そちらも改めて少し精査してみたいと思っておりますが、昨年の段階では6円の乖離がございまして、昨年22円引き上げされましたので、乖離が解消されているのかなと思っております。ただ、生活保護費をいただいている方につきましては、それ以外の部分で、例えば医療費の関係ですとか、免除されていることがございますので、それらを勘案しますと、しっかりと働く人が報われる水準にしていかなければいけないと思っておりますので、その辺を加えていきたいところでございます。

2点目につきましては、今回の春季生活闘争の結果についてでございます。第1回本審の資料No.3にもありますとおり、賃上げの状況につきましては、ほぼ昨年と同水準の引き上げとなっておりますが、連合の調査におきましては、定期昇給分を除いた賃上げ、いわゆるベースアップと呼ばれるものにつきましては4年連続で引き上げられている状況にあります。特に今期、春季生活闘争におきまして、中小、特に小規模のところで定期昇給につきまして、賃上げ分が大手を上回って妥結できたという結果が出ております。そういったものもぜひ反映していただきたいと思っておりますので、次の審議会におきまして、そういったデータ等も情報開示をしていきたいというところでございます。

また、一方で、労働組合がない未組織の事業所につきましては、労働者から「賃金を上げてほしい。」と申し出れば、「明日から来なくていい。」などと言われる、労働者は少し弱い立場でもございます。労使交渉の機会すらない状況にもございます。また、連合新潟の労働相談におきまして、何年勤めても賃金が上がらないという、悲痛な労働相談が毎年寄せられております。最低賃金と同程度の賃金しか得られていない低賃金労働者からの相談が多く寄せられている状況でもございます。

現在の新潟県の最低賃金で年間2,000時間働いたとしても、年間で約150万円の年収にしかありません。いわゆるワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の低賃金労働者が年々増加し、今では1,200万人にも増え、給与所得者の4分の1の割合となっております。また、非正規労働者も2,000万人を超えて、雇用労働者の4割にも増加している状況でございます。雇用形態にかかわらず、働いている賃金によって家族とともに生活を営むことができ、そして安心して暮らせる老後にしていかなければならないと考えております。

さまざまな理由のもとで、不本意でアルバイトやパートで生計をしている人たちも含め、低賃金労働者が将来不安を払拭し、安心して働き暮らせる水準なりを、今春の春季生活闘争の結果を組織へも反映することも重要だと考えております。

3点目につきましては、雇用戦略対話合意事項についてでございます。2010年6月に行われました政労使会議におきまして、2020年までに全国平均1,000円、最低でも早期800円ということで合意しております。また、労働局長の諮問にもありました「働き方改革実現会議決定」に配した調査審議も認める点につきましては、年率3%程度を目途として名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げて、全国加重平均1,000円になることを目指すとしています。賃金の引き上げが個人消費の増加にもつながり、経済の発展へと結び付き、地域の発展、新潟の発展へと、未来の社会保障の安全にもつながっていくものと考えております。

また、昨年も主張しておりましたが、2015年3月に北陸新幹線が開通しております。それに関連しまして、新潟県の人口は、関東や北陸方面に人が離れている状況もあります。逆に言いますと秋田、山形の方は新潟に移動してきているという状況もございます。それらを踏まえますと、同じ仕事をするのであれば賃金の高い県で働いたほうがよいと考え、就職している方も多くいるというのが現状でございます。

全国的に労働力不足が深刻化する今、賃金の低いところから賃金の高いところへと人が流れることも一つの要員と考えます。人間らしい生活を老後も送っていくためにも、労働力確保は必要不可欠と考えることから、目安を尊重しつつ、目安金額以上の引き上げが重要と考えております。

以上3点申し上げまして、中央最低賃金審議会でなされました目安を尊重しつつ、新潟県の実情に配した審議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、続きまして使用者側からお願いいたします。

(佐藤委員)

まず、経済の現状認識からお話しさせていただきたいと思えます。まず、日本経済の状況でございますが、7月19日の内閣府月例経済報告によれば、景気はゆるやかな回復基調が続いているとされておりますが、先行きについても同様、ゆるやかに回復していくことが期待されるとなっております一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。海外経済でございますが、中国の住

宅購入抑制策や生産能力過剰業種の調整の本格化、アメリカにおきましては一時的な景気減速と政策の不透明感、それから北朝鮮情勢など多くのリスクを抱えており、比較的業績のよい大企業でも日本経済、世界経済の先行きを楽観視しておらず、賃上げ率は昨年を下回る結果になっているようでございます。

また、中小企業におきましては、日本政策金融公庫7月20日、さっき見たのが4月20日だったので、少し古いものだったのですが、日本政策金融公庫7月20日公表の全国中小企業動向調査結果によれば、最低賃金に影響を受けやすい従業員20人未満の企業の業況判断D. I. についてはマイナス幅が縮小し、マイナス24.4となるとされております。来期はマイナス幅が拡大する見通しとされております。持ち直しの動きが見られるものの、D. I. の数値は、決してよいものではなく、先行きは悪くなるとしている状況でございます。

このような中で、県内経済の実態ということですが、先程の資料にもございました。7月10日付の新潟県経済動向によれば、県内経済は横ばいで推移して、なお海外経済情勢等に留意する必要があると記されております。いわゆる新潟県の経済動向は横ばいで推移しているというところでございまして、内閣府の月例経済報告、先程申し上げました「ゆるやかな回復基調が続いている。」というのに比べますと、県内経済の回復の遅れは明らかだといえると思えます。

中小企業に目を向けてみますと、今程の新潟県の経済動向によりますと、5月の中小企業業況判断D. I. は、マイナス28.3%と、非常に厳しい状況が継続しているということがいえます。この状況下、中央最低賃金審議会より目安が示されたところでございますが、「働き方改革実行計画」において示されました年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていくとしたことにつきましては、これも先程お話がありました雇用戦略対話合意と同様のものであると認識しておりまして、名目GDP成長率3%が前提であるといえると思えます。

それから、これも雇用戦略対話合意でも示された中小企業に対する支援というのも引き続きアベノミクスでも言われておりますが、十分な成果をあげているということとはできないと思っております。そもそも、目安の審議は法の3要素を考慮して議論を進めるべきものであり、政府が示す目標値に基づく引き上げというのは適切ではないと考えております。県内中小零細小規模企業の業況が決してよい状況ではない中、経済実態にそぐわない大幅な引き上げは困難ということがいえ、最低賃金の引き上げが企業の存続や雇用などに悪影響を与えることのないよう、慎重な審議をしていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいま双方からご意見が出されました。労働者側からは、働く人が報われるような賃金をしっかり確保しなければならないと。春闘の結果としては、中小が大手を上回るような状況もあるけれども、未組織の部分ではかなり問題の状況も出てきている。また、年収200万円未満のワーキングプアといった層も増加しているといったことと、2020年までには1,000円の賃金、800円も早期実現というところもあることから、最低賃金の増加が求められるということです。さらには新潟県の人口減というものには、賃金の状況もかなり影響しているので、そういった観点からも賃金を高める必要があるというご意見でした。

一方、使用者側からは、日本経済の状況として、景気はゆるやかに回復しているところではございますが、海外の動向等では、かなり不安定な要素もあるというなかで、中小企業については、新しい資料があるようですので、その辺は事務局で整理していただいて、中小企業は、20人未満のところでは、今後はあまりよくないのかなという話も出ていているところなんです。一方、県内経済については横ばいという形で、全国に比べると厳しい状況であるという中、3%の賃上げが出ていますが、これはあくまでも名目GDPが3%増加するということを前提にしているのであって、それが達成できていないなかでは、少し難しいというところ。そういうところで、中小企業に対する支援も十分な成果をあげていないことから、経済実態に伴わない賃上げはかえって悪影響を及ぼすのだといったご意見でございました。

こういったお話に基づいて明日から審議を進めていきますが、もう少し具体的な金額等も含めましてご意見をお聞かせいただければと思います。

それでは、各委員において専門部会で審議のため提出を予定している資料等がございましたら、事務局に早めに提出をお願いしたいと思います。また、明日の会議には、冒頭からお考えになっている金額とその理由についてお示しいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

今日はここまでということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(諸橋委員)

今回の第2回の本審のなかで示しました資料のなかには、各市町村から「最低賃金の引き上げを考慮していただきたい。」というものがあつたと思います。それにつきましては、我々のほうで30市町村すべてに対しまして要請したものでございます。文書を送ったものもありますし、各企業の首長に訪問したものもございまして、前回の第5回の本審の資料

のなかで、最低賃金を知らないですとか、周知不足の関係ですとか、中小の支援の部分が足りないのかと思ひまして、行政のほうを回りました。

その関係もありまして、各市町村の方からも、最低賃金を知らない市町村が多くございまして、新潟県はこんなに低いのかというご意見をいただくところがございます。ただ、各首長につきましては、事業の関係も大事だと思ひますし、働いている当人ですとかさまざまなこともありますので、これに賛同いただけるところにつきましては、今回、こういった声を上げていただきたいという形で呼びかけしたものでございますので、それにつきましても少しご理解いただきたいと思ひますので、報告と、そういった考えもありますということも付け加えさせていただきます。

(部会長)

了解いたしました。それでは、本日の議題はこれで終了ということでよろしいでしょうか。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは諸橋委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

議題のその他についてであります。室長より説明します。

(室長)

それでは、今後の審議日程についてご説明いたします。今後の審議日程については、事前に確認させていただいておりました委員の皆様のご都合がつく日で、日程調整をさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

今後の日程は、事務局案としましては、8月1日火曜日、明日になりますが、第2回専門部会を午前9時30分から、そして8月3日木曜日、第3回専門部会を午前9時30分から、そして、8月4日金曜日、第4回専門部会を午後1時30分から開催したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

ないようですので、次回第2回専門部会は明日になります。9時半からこの会場で行い

たいと思います。

それでは第1回専門部会はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

お手元に日程等配らせていただきました。日程がタイトになっていますので、もしこの場で、この日は出席できないというところがありましたら、事務局に言っていただければと思います。

それでは、これにて終了いたします。

上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 29.9.26 日

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員

第2回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：平成 29 年 8 月 1 日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館 2 階会議室

（事務局）

ただいまから平成 29 年度第 2 回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、本専門部会は成立しております。

それでは、議事進行は部会長にお願いいたします。

（部会長）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は新潟県最低賃金専門部会運営規定第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、非公開といたします。

それでは審議に入りますが、資料の提出があるようですので、最初に事務局より資料の説明をお願いいたします。

（室 長）

お手元の資料 No. 1 をご覧ください。こちらの資料は、昨日の第 2 回本審でご説明したものではありませんが、「平成 29 年度最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表」でございまして、昨日の本審でお話した平成 29 年度基礎調査結果のデータに基づき影響率を求めた表です。昨日は未満率、最低賃金を下回っている労働者の割合についてお話ししておりましたが、本日は影響率についてご説明いたします。

この表は、最低賃金を引き上げた場合、その額に満たない労働者数とその影響を受ける割合の推計値となります。昨日伝達させていただきました中央最低賃金審議会の目安額は、新潟の場合、C ランクの 24 円でございます。仮に 24 円の引き上げを行った場合、この表の引き上げ額 24 円、左側に項目番号が振ってありますが、その 24 のところをご覧ください。そこで引き上げ額が 24 円とした場合、引き上げ率は、右の欄を追っていただくと、3.19% となります。そして、777 円未満の労働者、つまり 776 円までの労働者の推計は、35,244 名となりまして、影響率は 8.9% となります。新潟県の労働者の 8.9% に、最低賃金の引き上げによって影響が出るということとなります。

次に資料No.2をご覧ください。こちらは「最低賃金引き上げに向けた生産性向上のための支援事業」の資料です。少しコメントいたします。働き方改革実行計画では、最低賃金については、年率3%程度を目途として名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円になることを目指すとしておりますが、このような最低賃金引き上げには、中小企業、小規模事業主に対する生産性向上のための支援をするよう求めています。この資料は、その支援事業を取りまとめたものです。

新潟労働局においては、最低賃金引き上げに向けたさまざまな支援事業に取り組んでおりますが、その支援事業の柱は、大まかに言って二つの事業からなります。一つは、業務改善助成金等の各種助成金、そして、最低賃金相談支援センターの二つの事業からなっております。カラー刷りの表の①、最初の丸ぼちの「最低賃金相談支援センターの設置・運営」ということで、このセンターは全国47か所、47都道府県にそれぞれ設置してあります。センター事業はあとからご説明します。

まず、助成金の話をいたします。最低賃金引き上げ支援に係る助成金としましては、業務改善助成金となります。こちらのリーフレット①の2番目の丸ぼちの「業務改善助成金の支給」というところがございます。1枚はぐっていただくと、業務改善助成金のリーフレットとなります。この助成金は、中小企業が生産性向上のための設備投資を行い、事業所内の最低賃金を定額以上支給した場合、設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

1枚はぐっていただいて、次のリーフレットをご覧ください。こちらは、先程お話ししたセンターの支援事業となります。中小事業主におかれましては、経営や労務管理等のさまざまな課題、あるいは悩みに対して、無料で相談を受け付けて、必要であれば専門家を直に事業所に派遣し、相談対応する制度となっております。この相談支援事業は、厚生労働省の委託事業でございまして、今年度は新潟においては、新潟県社会保険労務士会と委託契約をしております。裏面にセンターの住所等が記載されております。新潟県の社労士会の事務所の中にセンターが設置されています。先程お話ししましたが、中小零細企業の事業主の方の場合、いろいろな経営上の悩み、あるいは労務管理の受ける法律上の扱いが分からないという経営者もおられる中、無料でさまざまな相談をワンストップで、この場所でいろいろな相談をお受けして、必要によっては専門家を派遣します。

この制度は、私は、非常にいい制度だと思っておりますが、周知不足もあって、利用状況は必ずしも芳しくない状況となっております。私ども新潟労働局としましても、さまざまな機会を通じ、この最低賃金相談支援センターの周知に力を入れてまいりたいと考えております。

また、先程お話ししました助成金につきましては、業務改善助成金ばかりではなく、さ

まざまな助成金をご用意しています。その助成金を取りまとめたパンフレットを机上配付させていただいております。いろいろなさまざまな助成金がございます。のちほどご確認いただければと思います。

資料No.3ですが、こちらは7月20日に、日本政策金融公庫総合研究所発表の最新版の「全国中小企業動向調査結果」となります。昨日の専門部会の資料には、この前の4月21日発表の資料を付けておりましたが、使用者側の佐藤委員からご指摘いただきましたので、本日あらためて付けさせていただきました。こちらが最新版となります。景況判断につきましては、中ほどにそれぞれございますが、小企業・中小企業とも、幾分4月発表の前回よりも改善した基調判断となっております。

資料No.4、5は労働者側提出資料となります。資料No.4につきましては、生活保護における級地別の生活保護費と最低賃金を比較した資料です。級地といたすのは、そこに書いてありますように、2級地の1が新潟市、2級地の2が長岡市、3級地の1が三条市他、3級地の2が阿賀野市等々、それぞれ比較した資料です。いずれも最低賃金が生活保護費を、県内の市町村においては上回っているという数値となっております。

続きまして資料No.5は、連合新潟が取りまとめ、集計された県内の春闘の妥結状況の集計結果表でございます。

(部会長)

あと、労働者側、使用者側から提出された資料は、ご意見をうかがうところの中で、それぞれの資料を使って説明していただければと思います。

それでは審議に入っていきたいと思います。第1回専門部会におきまして、労使双方から最低賃金に係るご意見、考え方をお聞きしております。また、賃金に関する基礎調査結果も示されました。中賃の目安も出たところで、第1回専門部会で確認させていただいたとおり、本日は、冒頭で労使双方から目安を基にお考えになっている金額と、その理由についてご意見を述べていただきたいと思います。

それでは、最初に労働者側からお願いいたします。

(諸橋委員)

まず、お配りいたしました資料について説明させていただきたいと思います。

資料No.4につきましては、新潟市での生活保護費と最低賃金との比較資料でございます。1点だけ修正をお願いしたいのですが、中段の2級地の参考の括弧の中、前年計算値にマイナス9,662円となっておりますが、マイナスではなくプラスの部分でございますので、

こちらの修正をお願いします。計算しましたところ、最低賃金から生活保護額を引きますと、プラス 3,156 円と 15,159 円ということで、新潟市との生活保護との乖離を見たとしても、最低賃金が上回っていることが確認されたという資料になっております。

しかしながら、昨日も少し主張いたしました。生活保護受給者につきましては医療費等の支払い免除等もございます。参考としまして、「平成 23 年度の実績に基づく推計値」、厚生労働省が発表したものですが、特に生活保護受給者の多い世代を参考に算出した結果、最低賃金額におきまして 913 円が必要であるという計算となりました。そうしますと 160 円以上が必要ではないかというところがございます。

もう一つの資料 No.5 でございますが、連合新潟の調査におきまして春季生活闘争の最終的な結果となっております。最終的には 243 組合が妥結されまして、そのうち計算可能な組合が 145 組合となっております。加重平均で 4,862 円、率としまして 1.8%、昨年と比較しますと、額としましてはマイナス 43 円、率ではプラス 0.02% となっておりまして、ほぼ昨年と同水準での結果となっております。

ただ、大きな違いとしましては、下に書いてありますが、賃金改定分、いわゆるベースアップということで、定期昇給制度のある金額を除いた底上げが図られた部分でございます。今年につきましては全体で 44 組合が妥結し、額としましては 1,043 円、300 人以上、いわゆる大手といわれるところにつきましては 19 単組で 1,010 円、300 人未満、中小企業といわれるところにつきましては 25 単組で 1,204 円ということで、中小が大手を上回る結果となっております。昨年と比較しますと、昨年は全体で 47 組合、1,031 円でありましたが、300 人以上で 20 単組、1,095 円、300 人未満の 27 単組、697 円ということで、大手が中小を上回る結果になっておりますが、今年は逆転現象が起きているということから、しっかりと中小にも支払い能力が十分あり得るのではないかとこの部分でございますし、また、この春季生活闘争の結果を未組織にも十分反映させる必要があるのではないかとこの資料となっております。

それらを踏まえまして、労働者側の考えます今回の最低賃金の引き上げにつきましては、よくいわれております労働力不足の部分と労働力の確保、そして地域間格差を少しでも改善する必要があることから、今回 A ランクが 26 円、B ランク 25 円、C ランク 24 円、D ランク 22 円ということで目安が示されておりますが、そのところを十分尊重するうえで、地域間格差を少しでもなくしていかなければいけないことから、労働者側としましては 26 円引き上げ、779 円が望ましいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。それでは使用者側からお願いいたします。

(佐藤委員)

私どものスタンスといたしましては、従来から申し上げておりますとおり、法の3要素を中心に考えてまいりたいと思っております。

その観点からご説明いたしますと、まず1番の労働者の生計費についてであります。生計費ということでございますので、消費者物価がどう動いているかということで生計費を増やす必要があるのか、減らしてもいいのかという形での切り口になりますが、これにつきましては昨日配られました資料No.10、183 ページにございます「新潟県の経済動向」がございます。ここにありまして、生鮮食品を除く消費者物価指数は、100.5 となります。また、総合指数も100.4 と上昇傾向にある6月ではございますが、100.いくつというふうに、そんなに高くはない部類でございます。過去1年をふり返りましても、極めて安定的に推移しているということが見てとれます。

話はずれるのですが、このような物価上昇をしていない局面では、人件費の増加分を価格転嫁で吸収することは難しいといわれております。こうした点からも中小企業の経営は、大変厳しいものがあるということ、ここで一言加えさせていただきたいと思えます。

それから、生活保護につきましては、先程も資料の言及がございましたが、実績値においても逆転現象がない、新潟県においては問題がない現状でございます。また、参考ということで、昨日示され、本日も示されておりますが、この資料によりましても、新潟市においても逆転現象はないという結果が出ている。

以上のことから生計費においても労働者の負担が昨年から増えているとは考えられませんが、賃金を引き上げる要素はないと考えております。

次に二つ目の要素であります賃金ですが、昨日配られました賃金改定状況調査結果、資料No.4の74 ページにございます。いわゆる第4表というものでございます。昨日事務局からも説明がございましたが、賃金におきましては、これが最も客観的で信頼できる資料であるといわれております。第4表の賃金上昇率、Cランクは1.2%でございます。これに753円を掛けますと、プラス9円という結果になっております。この賃金改定状況調査結果は、賃金要素のみならず、3要素を総合的に表しているとされております。私どもといたしましては、この金額が最も整合性のある金額と認識しております。

続きまして、第3番目の支払い能力という観点でございます。同じ資料の第1表、71 ページをご覧くださいますとCランクでは、政府が賃上げ実施を迫っている状況の中でも、

約40%の事業所で賃金改定をしていない、あるいは引き下げということでございます。最低賃金の引き上げというものは、いわゆるベースアップでございまして、定期昇給ではありません。今年度の春の交渉も昨年に引き続きベースアップを実施した企業も多くあったと、先程のお話からも認識しておりますが、しかしながら中小企業では、賃金改定ができていない企業も依然として多いということがございます。地方に多い中小企業の経済状況を表しているといえるかと思えます。

また、昨日もお話ししましたとおり、先程の資料No10、「新潟県の経済動向」では、5月の中小企業の景況感はマイナス28.3%、多少の改善は見られるということでございますが、低位のまま推移しています。ここで支払い能力の資料について、名古屋委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(名古屋委員)

それでは、私のほうから県内の中小企業の経済指標について補足して説明させていただきたいと思えます。お配りした業界の景気動向、全業種DI値という資料をご覧いただきたいと思えます。これは、当中央会が県内の60組合、組合企業数にして、約3,000事業所になりますが、これを対象に毎月調査している県内中小企業のDI値です。中段のDI値をご覧いただきたいと思えますが、直近の6月の状況につきましては、業界の景況、売上高収益状況、資金繰り、いずれもマイナス幅が確かに縮小しておりまして、改善傾向の兆しが見られる状況でございます。ただ、コメントにあるとおり、コメントは聞き取り調査なのですが、業種によってばらつきがあります。それから、平成28年6月からこの間を見ても、景気改善、あるいは悪くなっているのが繰り返されていますので、今後7月以降、改善傾向がこのまま続くかどうか見通せないという状況でございます。

いずれにいたしましても、全項目とも数字はマイナスということ、いわゆる良いとする事業所が悪いとする事業所を下回っているということで、まだ景況が回復している状況とはいえない状況でございます。このような状況の中で、現状の経済情勢を考慮しない形で最低賃金の引き上げというのは、景気回復の兆しが見え始めた中小企業の経営に著しく悪影響を与え、景気回復に水を差すおそれがあるのではないかと危惧しております。

二つ目が、2枚は、「新潟県の中小企業経営・労働事情レポート」というのがあります。これも毎年中央会で調査をしているもので、県内の中小企業1,300事業所に対して、賃金の改定状況、あるいは労働状況について調査をしているものでございます。それぞれここ数年のものを抜粋してつけておりますが、最初の第4節、賃金の改定についてというものがああります。平成27年1月1日からということで、平成27年版。1枚はぐっていただく

と平成28年版。順番が逆になっていますが、平成28年版、平成28年1月1日から7月1日まで、どのような賃金改定を実施したかと表現されていると思います。それがこの直近版です。平成28年1月から7月までの賃金の改定状況が出ていますが、表の中で、全国、新潟県ときていまして、引き上げた事業所が新潟県が約半数。引き下げた事業所が1.3%、しないが22%となって、昇給率としては1.89%となっています。

1枚戻っていただいて、平成27年版が、昇給率が1.73%。その右横のページが平成26年版です。書いておけばよかったのですが、次、はぐっていただくと平成25年版になっています。いずれにしても、ここ数年の賃金の改定率が2%弱の率で推移しております。直近の平成29年度の状況につきましては、今、集計中でございますが、2%弱になる見込みでございます。先般いただいた資料の中でも、県労政雇用課、連合新潟、経営者協会、新潟商工会所の春季賃上げ状況の率にしても、約2%弱ということで、ここ数年、賃金の改定というのは2%を下回っている、2%前後の状況であるということでございます。

その中で、今程佐藤委員がお話ししたとおり、最低賃金というのは、地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して定めなければならないということで、その3要素を総合的に表している賃金改定状況、これは先程説明したとおり、さらに1.2%ということで、中央最低賃金審議会の目安額の3%、最低賃金3%の引き上げというのは、そういう意味では新潟県の賃金改定の状況をかなり上回っているということで、十分考慮されない数字ではないかと考えております。

それから、今程中小零細企業に対する経営支援策の実施、拡充についてご説明ありました。非常に感謝しているところですが、あくまでも賃上げの引き換えにこの支援策を実施するというのも、ある意味、施策の支援の効果が表れてから賃上げをするというのが筋ではないかと思っております。最低賃金の引き上げの成功する形は、順番が逆ではないかと思っております。中小零細企業の廃業、倒産、特に廃業が多いのですが、そういう意味で中小企業の事業数がだいぶ減少しております。そういう中で、雇用を維持するうえでも、県内経済の実情を考慮した最低賃金の額を決定することが、今、非常に重要ではないかと考えております。

(佐藤委員)

ということで、簡単にいえば、中小企業の支払い能力は改善されていないということの説明でございます。以上のことから、これらの3要素を勘案し、法の三原則から導き出された数字につきましては、第4表の数字となるプラス9円が妥当な数字であろうと考えているところでございます。これが今現在、我々の原則として提示できる数字です。

ただし、ここには「働き方改革実行計画」に配意した数字は入れていません。昨日申し上げましたとおり、最近の名目GDPの推移を見ても、3%に達することなく経過している状況では、前提を満たしておらず、配意する必要性に疑問を感じているところでもあります。そうはいましても政府からこのような方針が示されている以上、何らかの配慮が必要であろうと考えております。今後の議論の中で配意した数字を示していけるよう考えていきたいところでございますが、プラス9円ということで提示させていただきます。

(部会長)

どうもありがとうございました。

ただいま、労働者側、使用者側のご意見に対してご質問があれば、まずはお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

その辺はまた、これから議論の中でいろいろと詰めていくということで、それではここで休憩させていただきます。それぞれでご協議いただきたいと思います。とりあえずは事務局で控え室にご案内をお願いしますでしょうか。

(事務局)

それでは、公益委員につきましてはこの会議室で。労働者側については4階の第3章会議室、使用者側については3階にてご案内いたします。

(休憩)

(部会長)

それでは再開いたします。

本日は、金額の一致には至りませんでした。冒頭、それぞれの労働者側、使用者側からお話しを伺い、労働者側からは26円引き上げという額をご呈示いただきました。一方使用者側からは、さまざまな観点から考えると、妥当な額としては9円程度ではないかと。ただ、その中でも、政府から働き方改革等が出ているところから、そこへ配意するというのは考える必要があるだろうと。ただ、そうはいつても具体的にどういう観点、やはり上げるためにはそれなりの根拠をしっかりと示せないと、使用者側の方も皆様へのご説明の責任があると思いますので、その辺がなかなか難しいというお話もございました。

そういった中で、本日は使用者側からさらなる金額の提示というところまでは至りませんでした。できるだけ歩み寄っていきこうということは伝わっていると感じております。

そういうことを受けまして、次回は、できましたら双方が歩み寄って、できるだけ、全会一致で求められるものを模索していきたいと考えております。

本日の審議結果を踏まえまして、労使双方検討のうえ、次回専門部会で再度討議を行っていききたいと思います。

委員の皆さん、それ以外に何かございますでしょうか。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは諸橋委員、使用者側からは佐藤委員をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

議事を事務局へお返しします。次回の会議において全会一致に向けた審議を尽くしていただくよう、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

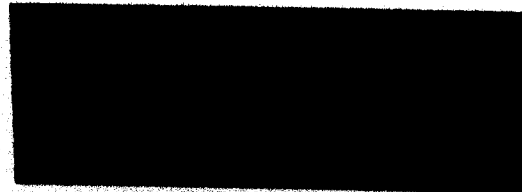
ありがとうございます。

それでは、第3回専門部会を8月3日(木)午前9時半から、この会議室で行います。本日の第2回専門部会はこれにて終了いたします。大変お疲れさまでした。

上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 29年9.26 日

部 会 長



労働者代表委員



使用者代表委員



第3回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：平成 29 年 8 月 2 日（木）

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館 2 階会議室

（事務局）

ただいまから、平成 29 年度第 3 回新潟地方最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数につきましてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、本専門部会は成立しております。

それでは、議事進行は部会長にお願いいたします。

（部会長）

本日の会議は、新潟県最低賃金専門部会運営規定第 5 条第 1 項の規定に基づき、非公開といたします。

それでは、最低賃金改正に係る審議に入ります。一昨日の第 2 回専門部会におきまして、労働者側からは 26 円引き上げ、779 円という額が提示され、一方、使用者側からは 9 円引き上げ、762 円との提示がありました。

本日は、冒頭に使用者側委員よりご検討いただいた結果をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（佐藤委員）

先回の議論を踏まえまして検討いたしました。次のとおり報告させていただきたいと思っております。

まず、中小企業の今年度の春季労使交渉における引き上げ額が 2%前後であることに鑑み、引き上げ額をプラス 15 円とします。さらに、それに非正規雇用労働者の処遇改善、男女間の賃金格差への配慮、効果的な中小企業支援策拡充への期待を込めて、それにプラス 7 円を上積みし、昨年の引き上げ額と同額であるプラス 22 円ということで提示させていただきます。

（部会長）

ありがとうございました。使用者側からはプラス 22 円という回答がございました。

労働者側からは、何か変更、その他、ございますか。

(諸橋委員)

ありません。

(部会長)

分かりました。そうすると、労働者側からは前回と引き続き、提示額はプラス 26 円というところで、まだ合意には至っておりません。

このあと休憩といたしまして、各側でご協議を進めていただき、随時再開して検討結果をお聞きするという方法を取らせていただこうと思います。それでよろしいでしょうか。

よろしければ、事務局、控え室のほうにご案内をお願いいたします。

(事務局)

それでは公益委員につきましてはこの会議室で、労働者側につきましては 3 階の審査室、使用者側については 4 階の会議室へご案内いたします。

(休憩)

(部会長)

再開いたします。

本日は、金額の一致には至りませんでした。冒頭、双方から、使用者側からは結果としては 22 円、労働者側からは前回と変わらずに 26 円という提示があり、それぞれのご意見を伺いました。労働者側からは、もちろん、目安そのものはそれなりの一定の額ではあるけれども、やはり地域間競争や何かの問題を考えた場合、さらに上積みをしていかなければならないというお話等を伺いました。それに対して使用者側からは、そういった問題は確かに重要な問題ではあるけれども、必ずしも最低賃金の問題であるかどうかなどの疑問も出され、基本的には、今年につきましては、そもそも 24 円という目安そのものも、なかなか、根拠としては厳しい部門もあるような額ですので、そうしたところから、十分、私どもとしても、双方の提示額を近づけることはできませんでした。

ただし、何らかの形でやはり妥結はしなければならないものでございます。それも、可能ならば明日の会議において妥結をしたい、それも全会一致が望ましいという状況でございます。その辺で全会一致にできますように、私どもとしても最大限の努力をするつもりでありますので、また明日、お願いいたしたいと思っております。

それでは、本日の審議結果を踏まえて、労使双方、またもう一段のご無理を承知の上でのお願いではございますが、ご検討をしていただき、明日の専門部会で再度金額の提示をお願いいたしたいと存じます。

委員の皆様、それ以外に何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(各労使委員)

特にありません。

(部会長)

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。労働者側からは諸橋委員、使用者側からは佐藤委員をお願いいたします。

それでは、事務局に議事をお返しいたします。明日の会議において全会一致に向けた審議をしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

第3回専門部会はこれで終わります。

次回、明日になりますが、第4回専門部会は、同じ会場で午後1時半から行いますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

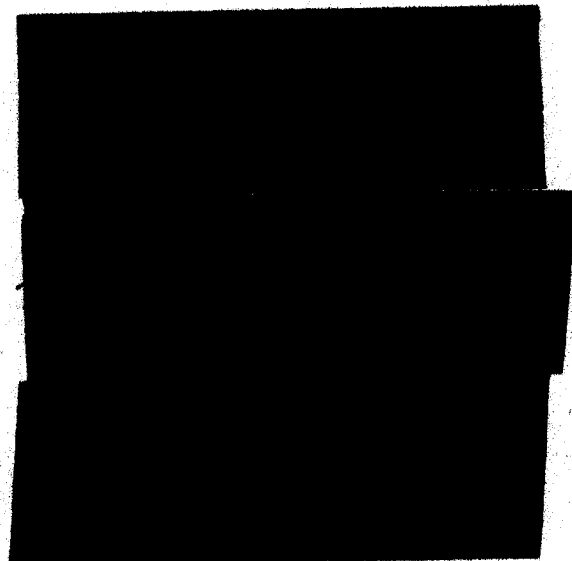
上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 28.9.26 日

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員



第4回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：平成 29 年 8 月 4 日（金）

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館 2 階会議室

（事務局）

ただいまから平成 29 年度第 4 回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本専門部会は成立しております。

それでは、議事進行は部会長をお願いいたします。

（部会長）

よろしくをお願いいたします。

本日の会議は新潟県最低賃金専門部会運営規定第 5 条第 1 項の規定に基づき、非公開といたします。

それでは最低賃金改正にかかわる審議に入ります。昨日の第 3 回専門部会におきまして、使用者側からは 22 円引き上げで、775 円という金額が示され、一方労働者側からは前回と同様 26 円引き上げ、779 円という提示がありました。

本日は昨日の審議結果を踏まえ、それぞれの検討結果をお伺いしたいと思うのですが、今回はそれぞれの主張、あるいは金額については、まず個別に伺ったうえで、それをまとめてこちら、公益側から双方にこういう状況であるという形で進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、最初に労働者側からお伺いしたいと思いますので、まずは使用者側の方は控え室をお願いいたします。

（事務局）

公益委員の方は労働者側委員の方はそのままこの会議室で。使用者側委員の方は 3 階審査室にご案内いたします。

（休 憩）

(部会長)

それでは、双方からお伺いした金額についてお伝えしたいと思います。労働者側からはプラス 25 円という提示がございました。一方、使用者側からはプラス 23 円ということで、まだ双方に乖離があるという状況でございます。私どもとしては、なんとか全会一致を求めたいところではありますが、仮りにそれが無理な場合であっても、なんとか円滑、円満な形で結論を得たいとなるわけですが、この金額のままということになりますと、結果的には私どもとしては、全然双方が金額が動かないことになった場合には、どちらかの形で纏めるしかないということも考えられます。

その辺のところを勘案して、目安のところでは合意できないかというのが、公益側の考えでございます。この点を双方にお伝えしてご検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

その方向で検討をお願いできるでしょうか。

(大串委員)

我々としてはあまりにも乖離があったりして橋根を残したくないという意図がすごくあります。できれば目安で妥結できれば、お互いに 1 円の非常に大きな対立なのですが、来年以降もより建設的な意見に踏み込みやすいのかなど、どちらかに賛成することになると大きな理由が必要ですし、そうなった場合にこの状況が来年も保てるかといったら、皆様のお立場として非常に難しいと思いますので、歩み寄りということ、ぜひ、ご検討いただいて、来年以降の継続性も考えたうえで、24 円という目安に関してもう一段歩み寄るよう、一旦全員で集合して、お願いさせていただいて、もう一度確認をとりたいと思います。

最終的にどちらかにつかなくていいようにお願いできればと。もしつかなければいけない場合には、つかれなかったほうに非常にダメージを与えてしまうことを懸念しております。

(村山委員)

三すくみになってしまったらどうしようということを考えています。そうすると我々のほうが、この案で歩み寄っていただければどちらかの案に多数決で決めるということになると思います。それでよろしいのですかという意味も含めているのが、部会長のおっしゃったこと。それを踏まえてもう一度ご検討願いたいという主旨です。

(部会長)

では、また休憩に入りまして、ご検討をお願いいたします。

(休憩)

(部会長)

それでは、会議を再開いたします。

これまで審議を重ねてまいりまして、労使双方ともお互いの主張も言い尽くした感がございます。残念ながら金額の一致は見られませんでしたので、ここで公益委員見解を出させていただきます。公益委員見解に先立ちまして、労使双方の意見をまとめたものから朗読させていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告

平成 29 年 8 月 4 日

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会長 永井雅人

1 はじめに

平成 29 年度の新潟県最低賃金額改定については、新潟県最低賃金専門部会において 7 月 31 日以来、本日に至るまで合計 4 回の会議を開催し、労使双方からそれぞれが主張する改定額の根拠等について互いに真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くしてきたところである。

2 労働者側主張

労働者側委員は以下の三点について主張した。

① 生活保護費と最低賃金との比較においては、県内の市町村においてはいずれも生活保護費のほうが上回っているが、生活保護受給者は医療費の免除があり、この点についても考慮すべきである。

② 2017 の春闘の連合の調査結果では、今年の特徴としては、比較的大手の企業より、企業規模 300 人未満の事業所の方が賃金改善が進んでいる結果となっており、中小企業においても十分支払い能力があり得ると考えられる。

一方、労働組合の無い未組織の事業場については、労使交渉の機会すら与えられない状況であり、低賃金労働者が将来安心して働き暮らせる賃金とするため、今年の春季生活闘争の結果を未組織にも反映させることが重要である。

③ 人手不足が進むなかで、新潟県では人口流出問題も深刻である。同じ仕事をするの

であれば、賃金の高い県外にいき就職する者も多くいる。地域経済の健全な発展のためにも、これ以上の賃金格差を是正するためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

以上のことから、働き方改革実行計画に配意し、中央最低賃金審議会の目安額を十分に尊重しつつも、新潟県における労働力確保と地域間格差の是正を考慮すると、目安額に2円上積みし、26円の引き上げを主張した。その後の会議における議論、個別折衝を踏まえ、妥協できる一致点として、25円の引き上げを主張した。

3. 使用者側主張

使用者側委員は以下の3点について主張した。

最低賃金についてはあくまでも「法の3要素」をもって改定額を考慮すべきである。

① 労働者の生計費については、新潟県内の各種動向指数を見ても極めて安定して推移している。消費者物価は安定しており、生計費において労働者の負担が増えているとは考えられない。また、物価が安定している所で、中小零細企業においては、賃金上昇分を価格に転嫁することは難しい。

② 賃金については、賃金改定状況調査の第4表は、最も客観的で信頼のおける指標であり、Cランクでは1.2%という結果であることから、賃金改定においてはこれを根拠とすべきである。

③ 支払い能力については、県内の40%の事業所で賃金改定がされていない。各種資料を見ても中小企業においては一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として景況感芳しくない。そのような状況の中で、特に中小零細企業においては大幅な最低賃金の改定は困難な状況である。

以上のことから、「法の3要素」からみれば、すべての要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表により最低賃金を1.2%、9円引き上げるのが妥当であり、法的拘束力があり、罰則のある最低賃金において、政府の介入により示された経済実態を無視した目安額は適切でないとして主張した。

しかしながら、その後の審議において春闘の中小の妥結状況と非正規雇用労働者や女性の職員改善にも配慮する方向で検討を行ったが、中小企業に対する支援策に効果が出ておらず、中小企業の経営の回復が遅れており、また、中賃の目安の根拠が明確でないことから、目安額に賛同できず、23円を主張した。

以上が双方の見解でございます。

それでは、本部会としましては、以上の労使の主張を踏まえまして、全会一致による答申改定額の結果に努力してきたところではありますが、遺憾ながら最終的に意見の一致を見ませんでした。そのため、部会長として以下のとおり、公益委員見解を本部会に提議い

たします。

公益委員見解

本年度の新潟県最低賃金額改定に際して、本部会において検討していく中で、以下の論点を示されたところである。

- 1 新潟県の経済動向は、緩やかな回復基調が続いているものの、景況感D. I. 値がマイナスであり、海外リスクに対する先行き不透明感があること。
- 2 政府方針である「働き方改革実行計画」に配慮した審議が求められていること。
- 3 法に定める3要素に関し、各種統計データ等に基づいて検討した場合の改定額と目安額に乖離があること。
- 4 本年の新潟県における春闘において、常用雇用者の賃金は2%程度の改定が行われたこと。
- 5 地域間格差の改善、非正規雇用労働者の賃金改善を行う必要があること。

これらの論点をめぐって、労使委員から本部会に提出された各種統計資料等及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方が最終的に提示した改定額は、それぞれ十分に合理性を有するものと受け止めることができる。

その上で、労使双方の歩み寄りに向けた熱心な努力にもかかわらず、合意に至らなかった現段階においては、公益委員としては、中央最低賃金審議会の示した目安及び労使双方の意見を今一度、総合的に勘案し、熟慮した結果、本年度の新潟県最低賃金改定額は25円引き上げ、778円とすることが適当であると判断した。

委員各位におかれては、本公益委員見解に賛成されることを切に希望する。

労働局においては、今後、県民に対して最低賃金の周知と最低賃金履行確保に向けての指導監督の徹底を強く要望する。また、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援に係る取組みについても併せてお願いする。

最後に、本部会における今年度の審議において、労使双方が真摯な姿勢で臨まれ、各種データを基に、互いに理解を深くし、全会一致に向けて歩み寄ろうとする努力がされた結果、極めて建設的な議論を行うことができた。このことに最大限の敬意を表すとともに、衷心より感謝を申し上げる。

ということでございます。

それでは、ただいまの公益委員見解に示された結論、すなわち今年度の改定額につきましては、25円引き上げまして778円とすることについて、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの25円引き上げ778円とすることに、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

6名です。

(部会長)

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

(事務局)

3名です。

(部会長)

賛成6名、反対3名でしたので、最低賃金審議会令第6条第6項が準用する最低賃金審議会令第5条第3項の規定によりまして、多数決をもって本審議会の議決とすることになっておりますので、公益委員見解のとおり、25円引き上げ778円と改定すべきであると、本審に報告するという事に決定いたしました。

事務局、報告書の写しを用意して配付してください。

報告書をご覧ください。内容をご一読ください。この文面で審議会に報告いたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告書についても合意されたといたします。

その他、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ、議事録署名人を指名させていただきます。労働者側からは諸橋委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

集中してのご審議、ご協力にお礼申し上げます。

それでは、事務局へ議事をお返しいたします。

(事務局)

議題のその他についてであります。室長より今後の日程について説明します。

(室 長)

本日、予定では3時から本審の予定でありましたが、専門部会の審議、かなり委員のご熱心なご議論をいただきまして、4時からということで、至急会場を整えますので、お願いします。

上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 29.9.26 日

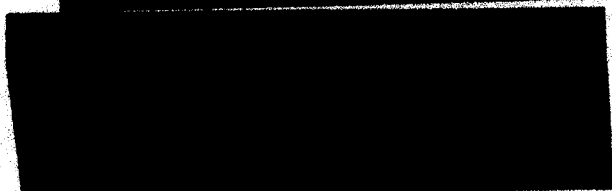
部 会 長



労働者代表委員






使用者代表委員



長野県内最低賃金引き上げ案提示 労働者側46円、使用者側22円

2023/08/03 12:12

 シェア  ツイート  ブックマーク

 記事をクリッピング

速報

信濃毎日新聞デジタル

長野地方最低賃金審議会は3日、2023年度の県内最低賃金（時給908円）の改定額を議論する専門部会を開いた。中央審議会が県内では40円引き上げて948円とする目安を示したのに対し、労働者側委員は46円引き上げて954円、使用者側委員は22円引き上げの930円とする案をそれぞれ提示した。4日に議論を再開する。

審議会は労使と公益代表の委員で構成。長野地方審議会は本年度から審議を原則公開している。



【詳報】「驚き」と互いにけん制 長野県内の最低賃金引き上げ案、労使の差大きく 労働者側46円、使用者側22円

<https://www.shinmai.co.jp/news/article/CNTS2023080301154>



長野県最低賃金 改定審議 過去最大の増
加幅40円を巡る攻防

<https://www.shinmai.co.jp/news/article/CNTS2023080200180>

視標「最低賃金千円超」 収益、雇用への影響注視 持続的賃上げへ価格転嫁を 大和総研シニアエコノミスト 神田慶司

YAHOO! ニュース IDでもっと便利に新規取得 ログイン 誰でもZOZOTOWNが+10%お徳に



マイページ 購入履歴

- トップ
 - 速報
 - ライブ
 - エキスパート
 - オリジナル
 - みんなの意見
 - ランキング
 - 有料
- 主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

トピックス一覧

最低賃金 全国最低の853円 専門部会で本格的な議論始まる 鹿児島

8/3(木) 21:02 配信



【危険】足爪トラブルは 放置しないで！

硬い爪にもス〜っと浸透する、爪周り『兼用殺菌ジェル』で、今スグ対策の必要あり！

提供：北の技術工房 靴を履く

鹿児島テレビ

厚生労働省の審議会が鹿児島の最低賃金について、現在の853円から39円引き上げて892円とするよう目安を示す中、3日から鹿児島の専門部会で本格的な議論が始まり、労使双方が希望する引き上げ額を提示しました。

専門部会は、使用者側・労働者側など9人の委員が鹿児島の最低賃金について話し合うものです。

厚生労働省の審議会では7月28日、人口を考慮した最低賃金の全国平均を現在から41円増額して1時間あたり1002円に引き上げる目安をまとめています。

引き上げ幅は過去最大で、全国平均が1000円を超えるのは今回が初めてです。

現在、沖縄や熊本など9県と並び最低賃金が全国最低の853円となっている鹿児島では、過去最大の39円引き上げるよう目安が示されています。

3日の専門部会では、この目安をもとに本格的な議論が始まり、最低賃金の引き上げ額について労働者側からは53円、使用者側からは23円が提示されました。

労働者側

「切り詰められない。必要なもの物価高が生活を圧迫している」
「総合的に53円引き上げ906円にするのを労働者側として求めたい」

使用者側

「売り上げ開始しても融資の返済が始まり、中小企業は厳しい」



Yahoo!ニュースより新サービス開始のお知らせ

国内最大級の専門家プラットフォーム「Yahoo!ニュース エキスパート」始動

アクセスランキング (九州・沖縄)

- 1 【台風情報】台風6号九州直撃か 線状降水帯九州南部・奄美・沖縄で予測【雨・風シミュレーション 9日(水)まで】台風進路最新 2023

MBC南日本放送 8/6(日) 12:23

35

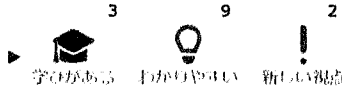
「最低賃金は上がっていくべきだが、ハイペースすぎて」
 「現在の2、7%の23円であれば持続可能な数字なのかな」

今回の専門部会は7日に開かれ、双方から39円という目安を踏まえた新たな引き上げ額が提示される予定です。

鹿児島テレビ

記事に関する報告

この記事はいかがでしたか？
 リアクションで支援しよう



【関連記事】

【かごしま総文】 書道、郷土芸能に注目 鹿児島・薩摩川内市、奄美市

【あの夏を語り継ぐ】「最愛の人を思う気持ちは決して色あせることはない…」遺族の思い

鹿児島市

出水市 大型トラックと軽自動車正面衝突 女性が死亡 鹿児島

【台風6号】船便欠航でスーパー品薄 かごしま総文参加の高校生も足止め 鹿児島・奄美大島

台風6号 週末に再び奄美接近のおそれ

最終更新: 8/3(木) 21:02
 鹿児島ニュースKTS



No.1女子レーサーを決めるビッグレース
 BOAT RACE振興会

今すぐチェック



動画アクセスランキング (地域)

- 1 溺れた友人助けようと…海に入った18歳男子大学生が溺れて死亡 友人の18歳会社員は軽傷 石川テレビ 8/6(日) 12:15 0:59
- 2 【台風6号】9日～10日にかけ九州に上陸か 長崎県も荒れた天気になるおそれ (6日午前11時現在) NBC長崎放送 8/6(日) 12:19 0:23
- 3 マンション玄関先で待ち伏せか 帰宅した女性が刃物で刺される 逃走した女の行方違う 大阪・浪速区 ABCニュース 8/6(日) 12:31 0:41

Yahoo! JAPAN広告

「早く使えばよかった」テレビ音響問題解決 | テレビの音を聴こえやすい音に変換。音響を上げなくてもテレビが聞こえるから、家…
 株式会社サウンドファン

89歳でも申し込める葬儀保険 | 家族に迷惑をかけないための葬儀保険。月々約1000円で最大300万円の準備も…
 プラス少額短期保険

Yahoo! JAPAN広告

<東京>新築マンション特集 | ひ、広い…3LDK。間取りや価格を、自分の好みにあわせてラクラク条件検索！…
 SUUMO

Yahoo! JAPAN広告

こんな記事も読まれています



最低賃金引き上げの動き 企業トップは…
 KKB鹿児島放送
 8/3(木) 20:27



広島県の最低賃金「時給970円」に40円引き上げ 10月…
 テレビ新広島
 8/4(金) 17:55



神奈川の最低賃金、41円上げ 1112円に増加幅過去最大 物…
 カナロコ by 神奈川新聞
 8/4(金) 21:31



韓国の24年最低賃金 2.5%増の時給1080円で確定
 聯合ニュース
 8/4(金) 11:07

コメント 20件

コメントを書く